

賃金・労働条件・労働組合の話

沖縄県教職員組合

① あなたの給料の額がどのように決まるか知っていますか！

「人事員会勧告」で公務員（県職員）の給与ベースが示され、県知事（総務部長）と労働組合（沖教組・県職労・高教組）との団体交渉で話し合わせ、県議会の給与条例で決定されます。

② 給料は毎年上がりますか！

「定期昇給」→教職員の給料は県で決められた給料表「一般教員は（2級給料表）、教頭は（3級給料表）、校長は（4級給料表）」にそって、毎年4号級ずつ上がります。

「ベースアップ」→組合との団体交渉により、給料表の金額を上げます。沖縄県ではここ10年間ぐらいは、ほとんどベースアップはありません。昨年も今年もベースダウンがありました。

③ 県職員の給料独自カットとは！

沖縄県の財政が厳しいので県職員の給料が2008年から4年間、基本給で3%、一時金で2%削減されています。40歳平均で年約17万円余の賃金カットになります。「今年の県との交渉で来年1月から独自カットは撤廃になりました。」来年1月から実質的に約1万円（平均）手取り額が増えます。

④ 諸手当や休暇等は！

諸手当「扶養手当、通勤手当、住居手当、僻地手当、義務特手当、調整数など」、休暇「産前産後休暇、育児休暇、年次休暇、病気休暇、介護休暇、生理休暇など」も、組合との団体交渉で話し合わせ、県議会の条例などで決定されます。（資料①参照）

⑤ 勤務時間（労働時間）がどこで決められますか！

労働基準法において、1日8時間週40時間が基準とされます。昨年度から公務員は1日7時間45分勤務となっています。それを上回る勤務時間は、労働基準法では25%の割り増し、月60時間を上回ったら50%割り増しの超過勤務の支払いが義務付けられています。

教職員の勤務時間の割り振りは、市町村教育委員会での「学校管理規則」において、7時間45分の勤務時間と途中の45分休憩が決められます。（若干学校長裁量有り）

⑥ 教員の「義務的労働時間」と「自主的労働時間」とは！

法令に定められた「義務的労働時間」に休む場合は、「職専免」なり「年次休暇」の届けを出さないと処分（賃金カット）の対象となります。教員の場合1日7時間45分の「義務的労働時間」で、それを超える時間は「自主的労働時間」になります。

⑦ 教員の「超過勤務手当」と教職調整給「4%」とは！

教員の場合、仕事の性質上勤務時間が正確に確定しにくいとの理由で、「超過勤務手当」はありません。「超過勤務手当」は管理職（校長）の「超過勤務命令」がないと成立しません。

4%の「教職調整給」は決して、超過勤務手当の代わりではありませんが、4%の数字の根拠は44年前の文科省（当時文部省）の「勤務実態調査」に基づいています。44年前の超過勤務の実態は文科省調査で月平均8時間であり、1日19分ぐらいの計算になります。1日19分の超過勤務相当が現在の4%の根拠になっています。2007年の文科省の「勤務実態調査」によると、月平均34時間

の超過勤務が報告されています。すると現在は、17～18%程度の「教職調整給」が妥当と言うことになります。

日教組では34時間の超過勤務の解消として、17時間分を加配教員の配置、17時間分を超過勤務手当設立(約10%)の要求を行っています。沖教組でも今年の1月～2月に「子どもと向き合うゆとりを求める」署名を各学校でおこない、要請書を市町村教委と議会、さらには各校長に渡し話し合いを行っています。(資料②③④参照)

⑧ 公務員制度改革における「労働協約締結権」とは！

2013年を目途に公務員の労働組合も労働基準法適用化になる予定です。その際、「人事院勧告制度」を見直し、組合との団体交渉による「労働協約」の締結により、賃金や労働条件が決定される仕組みになります。労働基準法の「過半数労働制」原則で、職場や市町村連合分会単位で全教職員(臨時を含む)の過半数以上の組合組織がないと、団体交渉が思うようにできなくなる可能性があります。

⑨ 現在の沖教組の組織率は！

かつては(30年も前)ほとんどの方が沖教組に加入していました。現在は正規教職員の約50%近くですが、臨時も含めれば過半数にはるかに及びません。組合員の多くは40～50歳代で、20～30歳代の組織率は極端に低くなっています。このままの状態では推移すると労働組合が実質的に無くなる可能性も否定できません。

⑩ 沖縄県の教職員の病気休職休暇の発生率は全国一高い！

2009年度の文部科学省の病気休職の調査でも全国で8579人の病気休職者で、その内精神疾患による休職者は5400人にもものぼっています。沖縄県においては382人の病気休職者で、精神疾患は164人になっています。沖縄県の教職員は病休発生率において全国一で、問題になってからも最悪の記録を更新し続けています。(資料⑤⑥参照)

⑪ 昨年度の教職員の退職の半数以上が「勸奨退職」！

2009年度はいわゆる「団塊世代」の最後の定年退職に当たり、各支部においても多くの退職者がいらっしやいました。しかし、小中学校の管理職以外の退職をみると、「定年退職」より「勸奨退職」の方が多くなっています。最近では60歳の定年まで勤めることができず、何年か残してリタイヤするケースが増えています。

⑫ 年金支給と定年制延長と賃金低下！

公的年金の支給が65歳に引き上がるのにもとめない、公務員の定年延長が検討されています。年金との関わりで、現在56歳の方から段階的に定年を延長し、現在50歳以下の方は65歳定年になる予定です。(資料⑦参照) それと生涯賃金とのからみで、給与体系が大きく見直され、2010年の人事院勧告で50歳代後半からの給与引き下げの勧告が出される可能性があります。国の人事院では56歳(?)において、大きく賃金カーブが低下する提案がされています。

⑬ 「ワークシェアリング」と「ワークライフバランス」を！

今の学校職場の働き方を続けていて、みんなが65歳まで健康的に楽しく働けるでしょうか。組合の力で教職員定数、労働時間、休暇等の充実を含め、それぞれのライフスタイルに合った労働の在り方を考える必要があります。

教職員の管理強化と教育の民営化が同時に進み、多くの教職員の生活が不安定になることは十分予想できます。あなたの家族の将来にとって、労働組合は是非とも必要な存在になるはずで、若い多くの方が沖教組に加入しなければ、近い将来労働組合として維持できないことも残念ながら事実です。